

固定資産評価審査申出制度のあらまし

宮津市固定資産評価審査委員会

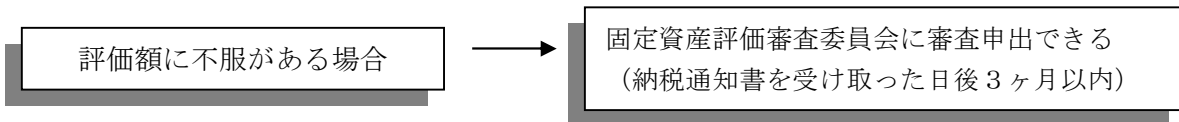
固定資産評価審査申出制度のあらまし

固定資産評価審査申出とは

固定資産税の納税者は、固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に文書で審査の申出をすることができます。

固定資産評価審査委員会は、これら固定資産税の評価額を審査するために設けられた第三者機関です。

固定資産評価審査委員会に審査申出ができるのは、固定資産税の評価額に関することに限られます。

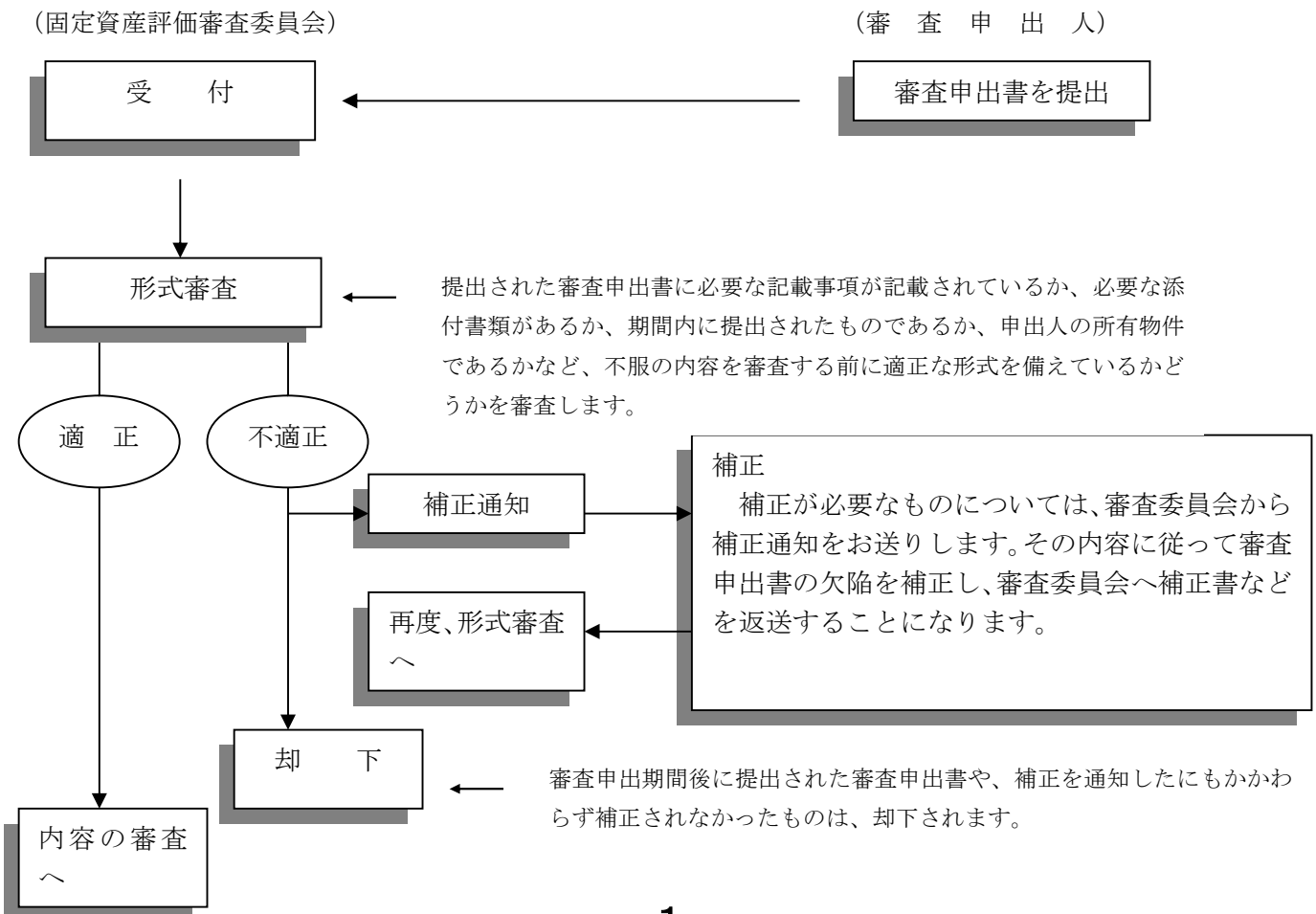


* 課税標準や税額に関する不服がある場合は、市長に対する審査請求制度があります。

審査申出書の作成・提出

審査申出をする場合は、固定資産評価審査委員会事務局に備え付けている「固定資産評価審査申出書」に不服の内容や必要事項を記入し、事務局へ提出してください。

審査申出できる期間は、課税台帳に登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3ヵ月以内（年度途中で評価額が修正された場合は、その通知書を受けた日から3ヵ月）です。これを過ぎると審査をすることができませんので、ご注意ください。



審査の方法と審査の流れ

1 審査の方法

審査は、原則として書面で行います。

審査申出人からの審査申出書や評価庁である市長からの弁明書をもとに不服の内容について書面審査を行います。

希望をすれば、口頭で意見を述べることができます。

審査申出人は、希望をすれば、固定資産評価審査委員会に対して口頭で不服を主張することができます（口頭意見陳述）。口頭意見陳述は、当初に希望を表明していなくても、審査の過程で、口頭で意見を述べたくなった場合など、審査決定されるまでであれば、希望することができます。

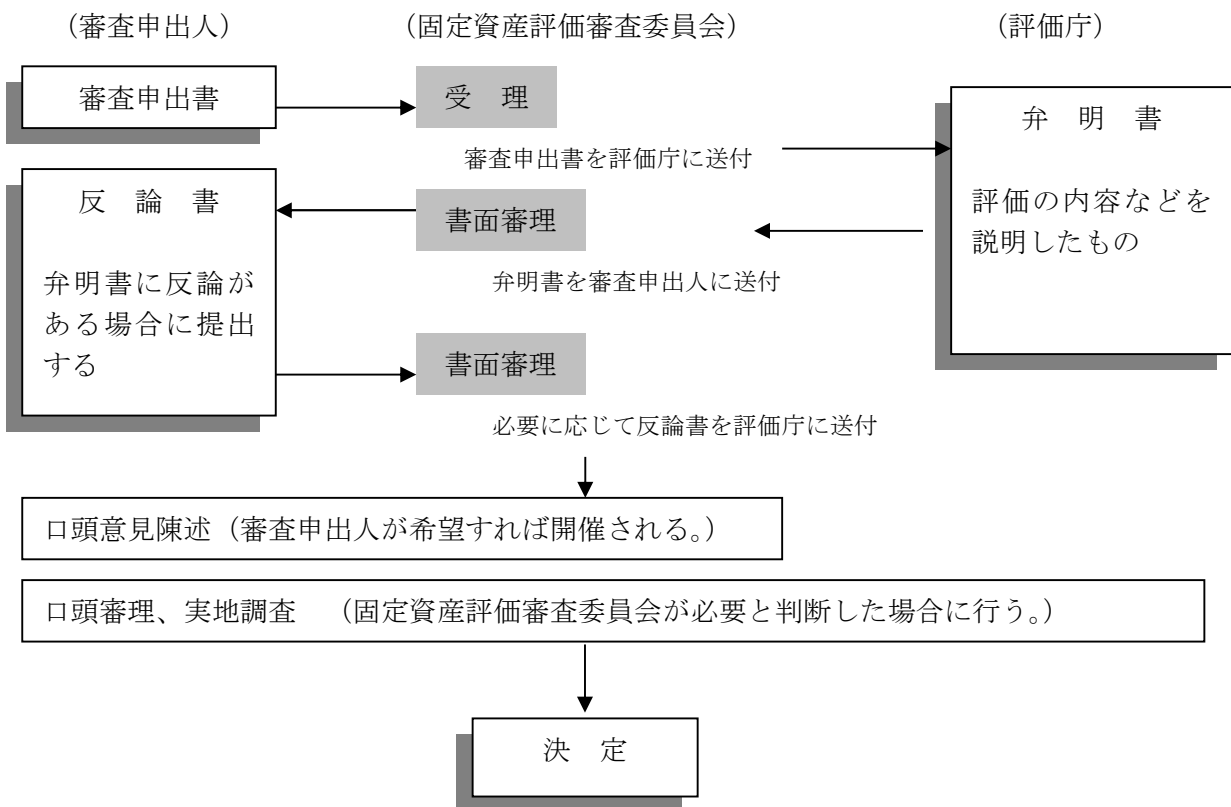
なお、固定資産評価審査委員会が審査のため必要と判断した場合には、審査申出人と評価庁の両方の出席を求め、審理を行うことがあります（口頭審理）。

審査申出人は評価庁に対し、評価の基になった資料などの提出を求めることができます。

審査申出人は、審査申出をされた固定資産の評価の基になった資料など、固定資産評価審査委員会に不服を主張するために必要がある資料を提出するよう、宮津市市民環境部税務・国保課税務係に書面で照会をすることができます。他人の固定資産に関する資料は公開されないなど、一定の要件がありますので、詳しくは宮津市市民環境部税務・国保課税務係にお問い合わせください。

2 審査の流れ（内容の審査）

固定資産評価審査申出の内容の審査は、おおむね次の手順で行われます。



審査決定について

審査決定には、**認容**…審査申出人の主張の全部又は一部を認め、評価額を修正すること

棄却…審査申出人の主張は評価額を修正すべき正当な理由にはあたらないとして、主張が退けられること

却下…審査申出期間後に提出された申出や審査申出できないことに対する申出など、不適法であることを理由に申出が退けられること

の3種類があります。

なお、審査決定に不服がある場合は、審査決定の取消を求めて、審査決定書の送付を受けた日から6か月以内に訴訟を提起することができます。

その他、審査申出制度に関するお問い合わせは、宮津市固定資産評価審査委員会事務局（宮津市市民環境部税務・国保課国保年金係内）へお願いします。

宮津市市民環境部税務・国保課国保年金係内

〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1
電話 0772-45-1616
FAX 0772-22-4466